

なぜ、「性別」が問題となるのか？

椎野 信雄*

Why does 'sex (distinction)' matter ?

Nobuo Shiino

1. 「性別」問題

「性別」(男女)に係わる問題が近年、さまざまな形で、語られるようになった。例えば、少子化・合計特殊出生率・未婚・離婚・非婚・不倫・恋愛幻想・夫婦別姓・第3号被保険者・配偶者特別控除・DV(ドメスティック・バイオレンス)・次世代育成・育児・介護・仕事と子育ての両立・待機児童・代理出産・生と生殖・男女役割分業・男女共同参画社会・女性差別撤廃・世界女性会議・フェミニズム・反フェミニズム(バックラッシュ)・女性学・男性学・男女雇用機会均等法・女性労働・賃金格差・セクシュアルハラスメント・性暴力・性虐待・レイプ・「慰安婦」・売買春・児童売春・児童ポルノ・児童虐待・人身売買・同性婚・同性パートナー・同性愛・ゲイ・レズビアン・トランスジェンダー・インターセックス・性同一性障害などである。また、学校における家庭科の男女共修化や男女混合名簿、職業呼称の変更(例えば看護婦から看護師・看護師へ)、鉄道会社の女性専用車両、病院の女性専用外来、入場料のレディースデーの設定、書類への性別記載の廃止、「ジェンダーフリー」論争など、性別男女に関係する変化も目立つようになってきている。このように、性別に関する賛否のいかんにかかわらず、様々なところで問題が顕在化しているのが昨今の特徴である。

このような現象は、この数年の時代変化として認識可能であるが、実のところ、その背後には20世紀における時代の流れが横たわっているようだ。例えば、先に挙げた日本の「男女共同参画社会」を理解するためには、最低限、世界の第二次世界大戦後の時代の流れを念頭におかないと、誤解を招くことが多くある。少なくとも以下のような時代的背景を押さえておくことが必要だと思われる。

男女共同参画社会を理解するための基本的事項

①国際社会を舞台にしたさまざまな会議・条約の流れ

国際連合発足(1945年)

世界人権宣言(国連1948年)

国際人権規約(1966年国連採択・1976年発効)

* しいの のぶお 文教大学国際学部

第2波フェミニズム（女性解放運動）（1960年代後半～）

女子差別撤廃宣言（国連1967年）

国際婦人年（1975年国連宣言）

第1回世界女性会議（世界行動計画採択）（1975年メキシコ市）

「国連婦人の10年」（1975-1985）（1975年国連決議）

第2回世界女性会議（女子差別撤廃条約署名）（1980年コペンハーゲン）

女子差別撤廃条約（1979年国連採択・1980年署名・1981年発効）

第3回世界女性会議（2000年に向けての将来戦略）（1985年ナイロビ）

第4回世界女性会議（行動綱領採択）（1995年北京）〈ジェンダーの視点〉

（女性2000年会議）「国連特別総会2000年会議」（成果文書）（ニューヨーク）

「北京+10」（世界女性会議）（2005年開催ピンチ説）

②日本国家における①に対応する政策・立法の流れ

総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（1975年）

（婦人の10年）「国内行動計画」策定（1977年）

国際人権規約（社会権規約と自由権規約）批准（1979年）

女子差別撤廃条約署名（1980）

国籍法改正（1984）

男女雇用機会均等法制定（1985）

女子差別撤廃条約批准（1985）

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（1987年）

育児休業法施行（1992年）

総理府「男女共同参画推進本部」設置（1994年）

育児・介護休業法改称（1995年）

男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申（1996年）

男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」発表（1996年）

「男女共同参画社会基本法」施行（1999年）

「男女共同参画基本計画」閣議決定（2000年）

③②を実行するための個別法のうごき

児童福祉法改正（1998年）

男女雇用機会均等法改正（1999年施行）（SH防止義務）

児童買春・児童ポルノ禁止法（「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」）（1999年施行）

ストーカー規制法（2000年施行）

DV防止法（「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」）（2001年10月施行）

育児・介護休業法改正（2002年）

次世代育成支援対策推進法（2003年7月施行）（05年から10年間の時限立法）

少子化社会対策基本法（2003年9月施行）

性同一性障害者の性別取り扱い特例法（2003年7月成立）

出会い系サイト規制法（「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制

等に関する法律]) (2003年9月施行)

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 (2003年7月成立) (5年の時限立法)

配偶者特別控除廃止 (2004年)

DV防止法改正 (2004年)

こうした時代背景を念頭において、なぜ、「性別」が問題になるのかを本論文では検討してみたいと思う。

2. 「社会」の変容

なぜ、「性別」が問題になるのか、という問いの答えを、本論文では「社会」の変容という現象に見出してみたいと思う。では「社会」の変容とは何なのか、変容する「社会」とは何なのかを考察してみることにする。

2.1 『近代社会』の誕生

本論では「社会」とは、つまるところ「近代社会」のことだと把握することにする。そして「近代社会」は、16世紀以降の西欧に誕生した社会のことと理解しておく。つまり「近代社会」は modern society のことと概念化し、modern society のことを「近代社会」と表記することにする。『近代社会』と「近代社会」は似て非なるものである。『近代社会』は日本で自然に発生した社会ではなく、日本では、この西欧に誕生した『近代社会』に明治以降、影響されて日本「社会」となり、日本「近代社会」になっていったのである。では、西欧『近代社会』はどのような『社会』(society) なのだろうか。その特色は何なのだろうか。(西欧『近代社会』以前に、実は「社会」はなかったのであり、西欧『近代社会 (modern society)』が『社会 (society)』の原型を作ったのである。)

『近代社会』の構成要素は、様々に考察できるだろうが、本論ではとりあえず、『近代国家 (modern state)』と『産業社会 (industrial society)』と『市民社会 (civil society)』の諸要素の複合体と把握しておくことにする。15世紀末ぐらいから西欧 (初めはスペインやポルトガル、16世紀末からはイギリス・オランダ・フランス、17世紀半ばからはイギリスとオランダ) は、大航海時代に入り、地理上の「発見」を契機にして非西欧 (アメリカ・アフリカ・アジアなど) を植民地化していったのだ。ヨーロッパ (織物) ・アフリカ (奴隷) ・アメリカ (金銀) の三角貿易 (大西洋奴隷貿易) の始まりであり、商業革命がもたらされた。西欧キリスト教世界では、16世紀から17世紀にかけて宗教改革が起こり、カトリックとプロテスタントの宗教対立がキリスト教世界にもたらされた。プロテスタンティズム (特にカルビニズムやピューリタニズム) が、その後の近代社会の成立に大きな役割を果たしてゆくことになる。また、14世紀から15世紀にかけてイタリアにルネサンス (文化再生運動) が起こり、西欧に波及していった。人間中心の近代文化 (人文主義=人間主義、世俗主義=現世主義、合理主義=理性主義、個人主義=要素主義など) へ転換する契機となっていったのである。

2.2 『近代国家』の成立

こうした中で『近代国家 (modern state)』が成立したのは、三十年戦争 (1618~1648) を集結させたウェストファリア条約 (1648) 以降のことだと言われている。ここで『近代国家』と言っ

ているのは『主権国家 (sovereign state)』のことである。また、この条約は「神聖ローマ帝国の死亡証明書」とも言われているのである。

三十年戦争とは、ハプスブルク家と神聖ローマ帝国の領邦 *Territorium* (ドイツ王国) でのキリスト教の新旧教徒の宗教対立を発端とした紛争で、皇帝・旧教徒派 (スペイン帝国) と新教徒派 (デンマーク王国・スウェーデン王国・ノルウェー王国・フランス王国など) の諸王国間の領土争奪戦争になっていった。ハプスブルク家は、西欧で最も由緒ある名門王家の一つで、15世紀から19世紀当初までの神聖ローマ帝国皇帝の全てを出した家門である。16世紀半ばにオーストリア系とスペイン系に分立し、オーストリア皇帝とスペイン王位 (16世紀・17世紀) を占めていた。スペイン帝国では18世紀にスペイン継承戦争も起きていたが、オーストリアでは啓蒙専制君主となった。(第一次世界大戦後1918年に王朝は崩壊した。) 神聖ローマ帝国は、中世初期以降ローマ帝国を継承するものとしてドイツ地域 (東フランク王国) を領域とした帝国である。16世紀以降、帝国の実体はドイツ王国に矮小化していき、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」と改名されていた。

諸王国間の三十年戦争を終結するための講和会議が、1644年ごろから具体化していき、ドイツ王国のウェストファリア (ヴェストファーレン: *Westphalia*) 地方の2都市で協議された。この会議に参加したのは、神聖ローマ帝国ドイツ王国の領邦66カ国、スペイン帝国、フランス王国 (ブルボン家)、スウェーデン王国、オランダ (ネーデルラント連邦共和国) などの交戦国ばかりでなく、直接には参戦しなかったローマ教皇・ヴェネツィア国などであり、参加人数148人で、西欧史上最大の、そして最初の「国際」紛争解決のための「国際」講和会議が開かれたのだ。この会議では、議事進行手続きも一から決定しなければならず、講和会議の開催中も、実は戦闘は継続中であつたのだ。そして数年後の1648年になってやっとのことで会議に終止符が打たれ、ウェストファリア条約が調印されたのだ。

このウェストファリア条約によって、各領邦国家に主権と独立と領土が認められたのである。近代国家=主権国家の体制が確立されていったのだ。フランスとスウェーデンは、領土を拡大し、神聖ローマ帝国議会に議席を獲得し、発言権を確保していった。フランス (ブルボン家) が西欧一の強国として台頭するようになり、神聖ローマ帝国とハプスブルク家 (オーストリア・スペイン) は弱体化し、衰退してゆくことになる。条約が「神聖ローマ帝国の死亡証明書」と言われる所以である。そしてドイツの各諸侯 (約三百の領邦君主) は、宗派選択権を獲得し、それぞれの領土に主権を持つことが認められ、また同盟締結権 (外交自主権) も認められるようになった。

これはドイツ神聖ローマ帝国内の諸邦分立体制の確立であり、ドイツの政治統一が遅れる一因になった。またスイス (連邦) とオランダには、神聖ローマ帝国からの分離と独立が正式に承認された。この条約は、世界秩序の維持装置としての近代国家を、sovereignty『主権』をもつ独立の存在として承認していったのである。

かくして近代国家は、『領土 (territory)』『人民 (people)』『主権 (sovereignty)』の3要素から構成されるものと理解せれるようになっていった。したがって「国際」社会とは、『主権国家』間の関係で成り立つ社会のこととなっていったのである。「国際」社会では、「国家の国家に対する闘争」が「自然状態」になる可能性もあることになる。『主権』とは、逆に言えば、近代国家の最高・独立・絶対の権力 (統治権) なのである。

2.3 『産業社会』の登場

16世紀・17世紀に大航海時代に入り、商業革命がもたらされた西欧において、フランスとの植民地争奪競争に勝ったイギリスは、18世紀に第一次帝国を建設していた。17世紀にイギリスは、宗教改革・ピューリタン革命を経て、共和制を樹立したが、名誉革命を通して立憲王政を確立し、こうした市民革命によってイギリスの絶対王政は終わりを告げていた。また二度のエンクロージャー（土地囲い込み）によって18世紀に農業革命が起こり、農業における資本主義的土地所有制度が確立し、独立自営農民（中産層）が没落し、農民たちは賃金労働者化していった。

こうした背景の中でイギリスでは1770年代から1830年代にかけて産業革命が起こり、社会構造が根本的に変化し、近代資本主義経済体制が確立し、『産業社会（industrial society）』が登場したのである。これは、生産技術の急激な発展に伴う社会・経済上の大改革であった。問屋制家内工業やマニュファクチャ（工場制手工業）に代わって大規模な工場制機械生産が支配的になり、資本主義体制が確立されたのである。蒸気機関などなどの発明は、機械工業の独立的発展を可能にしていたのだ。イギリスは「世界の工場」の地位を獲得し、世界の陸地の1/4を植民地にするほどの大英帝国を築いた。産業革命の結果として、農業社会から資本主義的工業社会（『産業社会』）に変容し、人口の移動、都市化が発生し、大量の賃金労働者（プロレタリアート）が産み出された。人々の生活は、伝統的な農村生活から人工的な都市生活に適応が迫られ、工場労働の賃金労働者の生活様式が支配的になったのだ。各地の「産業革命」はイギリスのこうした『産業社会』の影響を受けて、米国・フランス・ベルギーなどでは1830年代に、ドイツでは19世紀中頃に、日本やロシアでは19世紀末に始まったと言われている。

2.4 『市民社会』の成立

ウェストファリア条約（1648）以降、『主権国家』としての近代国家を確立した西欧諸国においては、君主を中心とする絶対王政（絶対主義：絶対君主政体）の中央集権的国家体制（君主主権国家）が打ち立てられていた。王権神授説と重商主義の経済理論を援用しながら、封建制的土地所有と身分制の封建制度を維持していたのだ。

ウェストファリア体制において強国として台頭してきたフランス王国（ブルボン家）は、17世紀に絶対王政の全盛期を迎えていた。フランスの絶対王政は旧体制（アンシャン・レジーム）と呼ばれ、領主制と身分制の封建制度が維持されていた。18世紀後半のフランスでは、ブルボン王朝の財政改革での失政があり、さらに第三身分（平民）、とくに大多数の農民や都市の下層民衆は、苦しい生活を強いられていた。その中で経済力をもつ都市の商工業者（ブルジョワジー）が台頭してきた。彼らは啓蒙思想やアメリカ合衆国の独立に影響を受けていた。第二身分の貴族たちは、王権を制限する目的で、「三部会」の招集を国王（ルイ16世）に要求した。第三身分（都市ブルジョワジー）が「三部会」を「国民議会」に改称し憲法制定を求めている中、1789年7月14日にパリの民衆は（絶対王政の象徴としての）バスティーユ牢獄を襲撃したのである。

国民議会は8月4日に封建制を廃止し、8月26日に人権宣言（「人間と市民の権利に関する宣言」）を採択した。フランス（ブルジョア）市民革命は、旧体制としての封建制度と（ブルボン）絶対王政を打破し、国民公会を成立させ、共和制を宣言したのである。こうした18世紀のフランス革命、その前の17世紀のイギリスのピューリタン革命・名誉革命、そして18世紀のアメリカ独立革命、さらに19世紀のドイツ三月革命などが、市民革命の典型となっていった。（ブルジョア）市民革命は、『市民社会civil society』の成立契機となり、政治的自由や私有財産制を確立し、資本主義社会へ道を開き、三権分立原則の『近代国家』を樹立し、国民主権の『近代国家』、国民

国家としての『近代国家』を確立したのである。市民社会の理念は、自由・平等な『個人』(individual)で構成される近代社会であり、啓蒙思想や自然法思想を基盤とするものである。

かくして18世紀の西欧に本格的に『近代社会』(の社会構造)が確立されたのである。こうして始動した『近代社会』は、さらに、19世紀・20世紀・21世紀と変容することになる。19世紀の『近代社会』(の社会構造)と20世紀の『近代社会』(の社会構造)そして21世紀の『近代社会』(の社会構造)は異なり、『近代社会』の社会構造は変動し、変化し、変容しているのだ。この変容の検討は、別の機会に譲って、次節では日本の「近代社会」への変動をかいま見ることにする。

3. 日本の「近代社会」化

日本がこのような「近代社会」(の社会構造)に変動していったのは、2節でも述べたように、明治政府以降のことである。明治政府は、江戸幕府の幕藩体制の崩壊の後、いわゆる明治維新(大政奉還、王政復古など)の過程を経て、日本に天皇制統一国家としての「近代国家」を創造していったのである。日本は封建体制から資本主義経済体制へ移行して行くのである。こうした一連の改革は「御一新」あるいは明治維新と呼ばれている。明治政府は日本を「近代社会」にするために諸政策を断行していったのである。

3.1 明治維新・王政復古

江戸時代の天保の飢饉(1833-36)以降、百姓一揆・打毀(加茂一揆1836年、大塩の乱1837年、信達一揆1866年、武州一揆1866年など)および直世し一揆(ええじゃないか1867-68年など)が各地で多発していたが、幕府の対策は不十分であり、幕藩体制は危機を激化させていた。

18世紀以来、欧米の船が頻繁に日本にくるようになっていたが、幕府は鎖国を続けていた。1846年にビッドル(アメリカ東インド艦隊司令長官)が浦賀に来航し通商を求めた時も、幕府は拒絶していた。1853年にはフィルモア第13代米国大統領(1850-53年)の国書を持って幕府に開国を迫ったペリー(東インド艦隊指令長官:アメリカ膨張主義者)が浦賀沖に来航した。その時幕府は、その国書を正式に受け取ったのだ。同年、ロシア使節プッチャーチンも長崎に来航して開国を求めた。1854年には幕府は、再来航したペリーと、艦隊武力の威力に屈して神奈川条約(日米和親条約)を調印せざるをえなかった。ここに日本の鎖国から開国への第一歩が記されたのだ。1854年に日英和親条約の調印、1855年に日露和親条約の調印、1856年に日蘭和親条約の締結がなされた。自由貿易を求める米国のハリス駐日総領事は、1857年に下田条約を調印し、1858年に幕府と日米修好通商条約(最初の包括的通商条約)を締結した。この(不平等条約の)調印および蘭・露・英・仏との同様の修好通商条約(安政五カ国条約)の締結によって、江戸幕府は1639年以来堅持してきた鎖国体制を解き、開港し、貿易を開始したのだ。日本は、欧米の「国際秩序」および資本主義経済体制に編入されていったのだ。

こうした中で、思想対立が激化し、武士たちの世論は(尊皇)攘夷論対(佐幕)開国論という形で分裂した。攘夷論は、儒教の中華思想に由来する封建的排外思想で、外夷(=外人)を排撃し鎖国を主張する議論である。本来別系譜の思想である尊皇論と合流したのが、尊皇攘夷論(尊攘派)で、(後期)水戸学は幕藩体制の再強化策とした。日米修好通商条約締結に際して、朝廷は鎖国・攘夷の意を示したが、幕府(井伊直弼大老)は、勅許を得ずに条約調印を断行した。こ

の条約勅許問題および安政の大獄（幕府再建策）（1858-9年）を機に、尊攘派は反幕（幕藩体制反対）を強化していった。尊皇攘夷運動は、桜田門外の変（1860年）で井伊直弼を暗殺し、朝廷権力の復活運動となったが、現実的基盤を持たずに、四国艦隊下関砲撃事件（1864年）や薩英戦争（1863年）の後、攘夷の不可能性が明確になっていき、倒幕（幕府打倒）運動に変わっていったのだ。開国論は、江戸時代の鎖国廃止論のことである。ペリー来航以後の幕府の現実的政策であった。尊皇攘夷論に対抗し、佐幕論（幕府の政策を是認する議論）・佐幕派と結合して佐幕開国論になっていった。

倒幕運動は、薩長同盟の結成（1866年）後に本格化していった。桜田門外の変以後、幕府は公武合体策によって幕藩体制を再建しようとした。公武合体派の諸藩（陸奥会津藩・薩摩鹿児島藩など）は、尊皇攘夷派（長州萩藩など）を京都から追放した（文久3年1863年8月18日の政変）。さらに幕府は、蛤御門の変（1864年）で朝敵となった長州藩を征伐した（1864年）が、第二次の征伐の時（1866年）には、鹿児島藩では倒幕派が台頭し、薩長同盟が結成されていたが故に、長州藩は幕府軍を敗退させたのである。こうして幕府の権威が失墜することとなった。幕府は、1867年10月14日に、形式的に「大政奉還」（朝廷に政権を返上）の上表を朝廷に提出したのである。

1854年の開国以降、尊攘論は変形して薩長同盟締結後は尊皇倒幕論が勢力を増していた。尊皇倒幕派（薩長の朝廷方）は、1867年10月14日に討幕の密勅をえて、1867年12月9日に政変を執行し「王政復古の大号令」を発し、天皇を中心とする新政府を樹立したのだ。倒幕派は、小御所会議（御前会議）で、公議政体論（土佐藩）を抑えて、新政府から徳川家の排除を決めた（辞官納地）。ここに江戸幕府は滅亡したのである。

旧幕府佐幕派は、朝廷方の新政府（倒幕派）に反発し、1868年に戊辰戦争（内戦）（鳥羽伏見の戦、北越戦争、会津戦争、彰義隊の戦い・上野戦争、五稜郭の戦、箱館戦争など）が生じたが、翌年までに新政府側の勝利で、内戦は終了したのである。この間、新政府は、1868年（明治元年）1月15日に王政復古を諸外国公使に通告し、3月14日に天皇が百官を従えて神々に誓うという形で「五カ条の誓文」（祭政一致・天皇親政の明治政府の基本方針）を公布して公議世論の尊重や開国和親などの政策理念の基本を示し、翌日には庶民に対して「五榜の掲示」を掲げて五倫の道（儒教道徳）を説き、また閏4月に政体書を制定して中央集権の太政官制を整備し、7月に江戸を東京と改め、9月に年号を明治と改元し一世一元の制をうち立てた。翌年、東京に事実上遷都した。1869年に各藩に版籍奉還を命じ、1871年に廃藩置県を断行した。1870年には、神道国教化のために大教宣布が行われていた。1872年に壬申戸籍を作成し、1873年に徴兵令を公布し、秩禄処分（1876年までの華士族への家禄支払の廃止政策）の施行、地租改正（1873-81年の土地制度・税制の改革）が続き、1877年に西南戦争（反政府の反乱）が生じたが、政府軍が鎮圧したのである。ここに日本の政治統一が完成した。新政府の課題は、旧来の藩体制を廃止して、天皇を中心とした中央集権国家体制（「近代国家」）を確立することであった。

3.2 明治政府の目標

新政府の最大の目標は、（英・蘭・西・葡・仏・独・露・米の）欧米列強に伍して、「近代国家」を成立させ、植民地とならずに国家の独立を維持するように「強国」を作ることであった。「近代国家」とは、中央集権国家を意味していた。そこで新政府は、「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」を政策の合い言葉に、日本の「近代社会」化を推し進めるために、欧米のさまざまな近代

制度を導入していったのだ。開国和親の方針の下、新政府は、大規模な使節団を欧米諸国に派遣し、『近代社会』の諸制度を視察し、『近代国家』の政治や経済の状況を学び、日本の近代化を進めていった。そして立憲政体の政治の必要性が認識されるようになってきたのだ。

「富国強兵」（国の財力を豊かに富ませ、兵力を強くすること）は、明治政府の掲げた中心的課題を示すスローガンであり、富国＝殖産興業による資本主義化と、強兵＝近代的軍事力の増強をめざしたものだ。新政府は、まず近代的な軍隊をつくる計画を進めた。廃藩置県とともに、藩兵を解散させ、全ての兵権を太政官の正院（内閣？）の兵部省に治めて、1873年に国民皆兵の政府軍を作るための徴兵令を公布した。かくして武士の軍隊に代わって徴兵制度の一般国民から成る軍隊ができたのだ。徴兵令による軍隊の創設は、奇兵隊の経験や欧米の兵制に学んだ長州藩の大村益次郎や陸軍卿山県有朋によって推進された。血税一揆（徴兵令反対一揆）もあったが、1889年に免役規定を廃止し国民皆兵の原則が確立された。また1874年には東京警視庁も設置され警察制度が整備された。

「殖産興業」は、資本主義経済体制への移行のために明治政府が展開した近代産業保護育成政策である。「富国」政策の重要部分である。強国の建設のためには、国力をつけなければならず、国力の基礎は経済力だと考えられたのだ。新政府は、欧米から産業機械・技術を輸入し、官営工場を設立し、輸入機械払下げなどで私企業の育成もした。技師や教師の御雇外国人を指導者として欧米の学術・知識が移入され、経済諸制度が整備され、工部省の管轄した官営工業（軍事工業・製鉄・造船・鉱山・鉄道・製糸・紡績など）の経営が行われ、近代産業が育成されたのだ。封建的諸制度は撤廃され、近代の「産業社会」の発展のための基礎が築かれた。貨幣制度・金融制度・銀行制度・郵便制度・電信制度・鉄道制度・海運制度などが制定されていった。屯田兵制度で北海道の開拓を行い、官業払い下げによって官営工業の工場や鉱山は、旧財閥となる政商（ブルジョワジー）（三井・三菱・住友・安田など）に渡っていった。

「文明開化」は、明治初期の近代化・欧化現象の風潮のことである。新政府の近代化政策の展開によって、社会生活全般にわたって欧米の思想や生活様式が流入された。啓蒙思想家たちは、天賦人権論を唱え、「自由」・「平等」・「個人」・「権利」・「国民」などの思想を広め、近代の社会制度についての知識を啓蒙した。新政府は、欧米諸国の学校教育制度を取り入れ、1872年に学制を公布した。

生活の面では西洋風俗がひろまった。洋服・洋食・散髪などの習慣が現れたのだ。東京の銀座では煉瓦造りの建物、ガス灯、馬車・人力車が名物となった。1872年に太陽暦も採用された。活版印刷術の発達により、日刊新聞が発行され、1874年には明六社の『明六雑誌』も発行されていた。実のところ、こうした（上からの近代化としての）欧米の風俗・習慣が広まったのは、主に東京などの大都会や、役所・学校・軍隊の中だけだった。新政府の上からの近代化は、やがて自由民権運動と対立するようになっていった。新政府は1875年に讒謗律・新聞紙条例を制定し、言論の取り締まりをしたのである。その後1889年に大日本帝国憲法が發布され、1890年の国会開設によって天皇制の「近代国家」体制は完成されたのだ。

3.3 明治政府の日本の「近代社会」化の困難

以上、明治政府の日本社会の「近代化」のプロセスをかいま見てきたが、明治政府の日本の「近代社会」化は、想像を絶するほどの「大変」なことや多くの困難を伴っていたようである。どのような意味かと言うと、明治維新まで、日本には「社会」「近代社会」「国家」「国民」「産業」

「市民」という言葉は全く存在していなかったものであり、そのような概念が全くない所から、日本の「近代社会」化を確立することを始めざるをえなかったからである。欧米では少なくともそれまで100年あまり展開してきた『社会』『国家』『市民社会』という概念が存在しているが、日本にはその時、そうした言葉さえ無かったのである。

2節で見てきたように、欧米では『近代社会』は『近代国家』『産業社会』『市民社会』の複合体と把握することができるだろう。その『近代社会』を、明治政府はおそらく「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」および「天皇制」で作らだそうとしたのであろう。『近代国家』は、「富国強兵」として、天皇制の中央集権国家に変形していたのである。『近代国家』の構成要素である『領土』『人民』『主権』のうち、とりわけ『主権 (sovereignty)』概念の理解ができなかったようである。sovereignty『主権』は、「主権」と今や訳されているが、その概念内容は理解できないままであるのは、明治維新の時と同様なのだろう。『主権』はおそらく国権（国家権力）と解され、さらに国権は王権となり、王権＝君主制であり、君主制＝天皇制と解されているのだろう。しかし『近代国家』では、「国家」は取りも直さず『主権国家』のことなのであり、国際社会は、こうした主権国家関係の社会のことなのである。『近代国家』は君主制中央集権国家である必然性はないが、日本の「近代国家」は天皇制国家としてしか概念理解できなくなっているのだ。

『産業社会』は、「殖産興業」として、「富国」のための産業育成国家に変形していったのだ。「殖産興業」としての「産業社会」は、国営の資本主義経済となり、国家産業あるいは産業国家のこととなったのである。「産業」は、官営の殖産（＝産業を盛んにすること）・興業（事業を興すこと）のことであり、「産業社会」は産業国家であり、産業と国家は常に一体のものなのである。

『市民社会』は、「文明開化」のうちの天賦人権論思想としてのみ流布し、「近代社会」の構成要素としては必ずしも認知されなかったのだ。「自由」・「平等」な「個人」は思想の世界にしかなく、天皇制国家（あるいは立憲君主制）においては『市民平等』ではなく、「四民平等」でしかないのだ。皇族・華族・士族・平民の差別意識は恒常化されているのである。このようにして「近代社会」「近代国家」を開始してきたのが、日本なのである。これが日本の「近代社会」化の内実なのである。日本の「近代社会」は『近代社会』の変形なのである。

4. 『近代社会』の変容と「性別」問題

欧米の『近代社会』は、『近代国家』『産業社会』『市民社会』を構成要素として、その中にあたる種の『性別 (SEX)』のあり方を組み込んできた。『近代社会』は『国民国家』としての『近代国家』において男女二分法的性別観を自然化してきた。『国民』は男か女であり、男女二分法的性別観を持っているのだ。また『近代社会』は、『産業社会』を、性別役割分業的性別観に基づいて構成したのだ。男は公的領域に属する人で、女は公的領域を支える私的領域に属する者となっていったのだ。そして人権宣言をした『市民社会』としての『近代社会』は、市民から「女性」（及び「黒人」など）を当然のように排除していたのである。

欧米の『近代社会』は、20世紀の後半になると、ポスト『近代社会』に姿を変えていった。『国民国家』としての『近代社会』は、地域主義に基づいて、国家 (state) 単位の編成を変更させ、ヨーロッパ地域ではヨーロッパ共同体 (EC) を経て、マーストリヒト条約を調印して、諸

国連合体（ヨーロッパ・ユニオン欧州連合EU）を組織し、政治・経済・社会の統合を進め始めたのだ。アメリカ合衆国は、もともと合州国（united states）であり、連邦国家＝連合国家なのである。また『近代社会』は、もう一つの地域主義に基づいて、国家（state）単位の編成を変更させ、中央集権制から地方分権の地方自治体を発達させた。人民は、国民ではなく、地域社会の住民になったのだ。『産業社会』としての『近代社会』は、資本主義経済体制のグローバリゼーション（グローバル化＝世界化）を進展させ、国民経済（国民国家単位の経済活動）から、多国籍企業などの世界市場経済に変貌してきた。『市民社会』としての『近代社会』は、公民権運動の結果、個人の平等を推進し、市民運動が展開され、女性差別撤廃に向けて『ジェンダー』平等を実現しようとしている。かくして『近代社会』の変容によって、『性別』差別問題は『ジェンダー』平等問題に変容してきたのである。

こうした『近代社会』の変容の中で日本の「近代社会」は、20世紀後半になっても、ポスト「近代社会」への変容、つまり「国民国家」から脱「国民国家」への変容、「産業社会」から脱「産業社会」への変容、新しい市民社会論への変容を示していないのではないのか。また、自由・平等な『個人』のいない日本の「近代社会」は、市民平等も達成されずに、天皇制の中央集権国家としての「近代社会」を未だ展開しているのだろう。ここには、「性別」差別問題は顕在化している。しかし日本社会の「性別」差別問題は、まさに「性別」問題なのである。これは天皇制「近代社会」に組み込まれている「性別」のあり方が問題になっているのだ。しかしポスト「近代社会」の性別のあり方（ジェンダー）に向けて、問題が変容しているわけではない。日本社会には「ジェンダー」平等問題を解決する「ジェンダー」の視点がいまだなく、「ジェンダー」平等問題は未だ顕在化していないのである。「性別」差別問題と「ジェンダー」平等問題の間で、21世紀の日本社会の「男・女」は、どのような生活を送っていくのだろうか。

参考文献

- 浅羽通明『ナショナリズム―名著でたどる日本思想入門―』（ちくま新書）筑摩書房、2004
- 伊藤公雄『「男女共同参画」が問いかけるもの 現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会、2003
- 伊豫谷登士翁『グローバリゼーションとは何か―液化化する世界を読み解く―』（平凡社新書）平凡社、2002
- 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会（NHKブックス）2002
- 大沢真理『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法（改訂版）』ぎょうせい、2002
- 岡野八代『シティズンシップの政治学―国民・国家主義批判―』現代書館、2003
- 姜尚中編『ポストコロナリズム知の攻略思想読本<4>』作品社、2001
- 姜尚中・森巢博『ナショナリズムの克服』（集英社新書）集英社、2002
- 姜尚中／テッサ・モーリス＝スズキ『デモクラシーの冒険』（集英社新書）集英社、2004
- 鹿嶋敬『男女共同参画の時代』（岩波新書）岩波書店、2003
- アンソニー・ギデンズ（松尾精文・小幡正敏訳）『近代とはいかなる時代か？―モダニティの帰結―』而立書房、1993
- アンソニー・ギデンズ／クリストファー・ピアソン（松尾精文訳）『ギデンズとの対―いまの時代を読み解く―』而立書房、2001
- 酒井直樹『日本思想という問題―翻訳と主体―』岩波書店、1997
- 篠原一『市民の政治学―討議デモクラシーとは何か―』（岩波新書）岩波書店、2004
- 内閣府男女共同参画局『わかりやすい男女共同参画社会基本法』（有斐閣リブレ）有斐閣、2001

日本ILO協会編『ILO:労働組合とジェンダー平等—知るため、仲間をつくるための、ガイドブック—』
日本ILO協会、2004

坂東真理子『男女共同参画社会へ』勁草書房、2004

トリン・T・ミンハ（竹村和子訳）『女性・ネイティヴ・他者—ポストコロニアリズムとフェミニズム—』
岩波書店、1995

宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生—開かれたシティズンシップへ—』（岩波新書）岩波書店、2004

本橋哲也『ポストコロニアリズム』（岩波新書）岩波書店、2005

八木雄二『「ただ一人」生きる思想—ヨーロッパ思想の源流から—』（ちくま新書）筑摩書房、2004

柳父章『翻訳語成立事情』（岩波新書）岩波書店、1982